

「Vてみる」条件命令文のモダリティと再分析構造

森 英 樹

福井県立大学

【要旨】 本論文では、命令文が命令ではなく条件の解釈を含意する現象に焦点を当て、特に、「Vてみる」の形で条件の解釈を持つ命令文（「Vてみる」条件命令文）の意味と構造を、モダリティの度合いと従属化の観点から考察する。「Vてみる」条件命令文は、他の命令表現に比べ、典型的なモダリティの度合いが低いことを示唆する特徴を持ち、副動詞構文として再分析されていることを主張する。これによって、「Vてみる」条件命令文で含意される条件解釈は構文的な意味であるのに対し、他の命令表現の条件解釈は語用論的に推論される意味であることが明らかになる。また、本分析によって、次の2つの成果がもたらされる。1つ目は、節レベルに関するもので、命令文と条件節との対応関係をより細かく分類することが可能となる点である。2つ目は、文レベルに関するもので、等位構造と従属節が、副動詞構文としての「Vてみる」条件命令文を介して連続していることが示唆される点である。さらに、本研究は動詞連結構造の副動詞構文への通時的発達という新たな研究の方向性を示している*。

キーワード：条件、モダリティ、従属節、再分析、副動詞構文

1. はじめに

命令形が働きかけの機能を持たず条件として解釈されることは、日常会話の中でも頻繁に見られ、決して特異な現象ではない。

- (1) a. 彼に見つかってみろ。大変な目にあう。
- b. 彼と飲んでみる。朝まで帰れない。

例えば、(1a) や (1b) の形式は命令形をしているが、見つかることや飲むことを促すものではなく、それらを仮定する条件節として解釈されるのが普通である。純粹な働きかけとしての解釈は不可能である。では、次はどうだろうか。

- (2) a. 徹夜で勉強しろ。あの試験なら何とかなる。
- b. みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。

これらは典型的な働きかけの文で、(2a) では勉強すること、(2b) は歌うことが促される。ただし、後続文と相まって、これらの命令形にも条件が含意されうるが、

* 本研究は、JSPS 科研費 23720217 の助成を受けたものである。本稿を準備するにあたって、2名の査読者、及び編集委員の方々から数多くの有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げる。なお、本稿に残された不備はすべて筆者のものである。

本論文で明らかにされるように、そうした条件は(1)で確認した条件とは性質が異なる。特に(2b)では、「Vてみろ」の形式は(1)と同じでもその条件解釈の過程や文の構造が異なる。

本研究では、「Vてみろ」という形式のうちでも、命令形の典型的機能である働きかけの意味を失い、条件として解釈される命令形のことを「Vてみろ」条件命令文」と定義づけたい。したがって、(2)のように働きかけと条件、両方の機能を備えうる命令文は、(1)の「Vてみろ」条件命令文とは便宜上区別する。なお、「Vてみろ」の形式が条件解釈に特化するのには、用いられる述語が、(1a)のように自己制御不可能なもの(非意志動詞)や、(1b)のように自己制御可能でも後続文との関係から実現が望ましくないときである(仁田1991)。

このように定義づけた上で、本研究が主張するのは、日本語の「Vてみろ」条件命令文は、再分析によって構造の再編成がなされているということである。この主張が正しければ、「Vてみろ」条件命令文に関わる条件解釈の意味的、構造的根拠、ならびに関連類似表現との意味的、構造的相違が明らかにされることになる。

以下の構成は次の通りである。次節では、先行研究で明らかになっている当該構文の統語的、意味的特徴を踏まえつつ、「Vてみろ」条件命令文に関して、何が解決されていないのかを整理する。3節では、前節で明らかにされた課題を解決するために、当該構文のモダリティと構造に関わる提案を、意味的、統語的な証拠とともに提示する。4節では、本提案によって上記の課題が解決することと本研究の意義、及び共時的、通時的観点から本研究の理論的含意に言及する。5節では、本論文の結論を述べる。

2. 「Vてみろ」条件命令文に残された課題

これまで当該構文をめぐる数々の先行研究が存在するものの、すべての問題が解決されたとは言えない。もちろん、各研究の分析対象が合致しているわけではなく、また、焦点の当て方、理論的背景の違い等がある以上、一概に先行研究が不十分だとは言いきれない。本節で述べるのは、「Vてみろ」条件命令文に研究対象を絞り込んだ際に、先行研究の知見だけでは解決できない点である。

2.1. 「Vてみる」に関する先行研究

いずれも命令文の研究というわけではないが、「見る」の多義性の1つとして、あるいは「Vてみる」という動詞連結構造における補助動詞化の問題として、「Vてみろ」条件命令文に相当する表現に言及したものは多数存在する。一般に本動詞「見る」は、「Vてみる」のような動詞連結構造になると補助動詞化して「試しに～する」等、意味機能が拡張する¹。吉川(1975)によれば、「Vてみる」の意味は大

¹いわゆる動詞テ形と連結して補助動詞化する現象は「見る」だけではない。例えば、「置く」や「しまう」も、動詞連結構造内でアスペクト標識として文法的機能を担う(Ono 2000; Ono 1992等)。

きく次の3つに分類される。なお、(3)は、吉川(1975)の分類に基づく作例である(以下、例文の後に文献情報が付されていない場合、その例文は作例である)。

- (3) a. あることを知るための動作
彼に話を聞いてみる。／においを嗅いでみる。
- b. ある動作の結果を知るための動作
一晩じっくり考えてみる。
- c. ある情報や結果をもたらすことになる動作
着いてみると、すでに誰もいなかった。

(3a)では、話の内容や匂いの種類を知るために、知覚器官を働かせている。(3b)は、考えた結果の状態を知るため、例えば、何か名案はないかを探るために考えるという意味である。(3c)は、着くという動作によって、誰もいないという情報(結果)が話し手にもたらされたことを意味している。なお、吉川(1975)は、「Vてみると」や「Vみたら」の形で、たいていの場合、(3c)の意味になると述べている。こうした視覚動詞「見る」の多義性、意味機能拡張に関して、田中(1996)はメタファーやメトニミーの観点から認知的な動機づけを探り、Ono(2000)は、「Vてみる」を他の動詞の意味変化と比較対照しながら、日本語における意味変化が一般的な変化傾向に沿っていることを主張した。

また、上の分類のうち、(3c)の典型的な形式である「Vてみると」「Vてみれば」という仮定形を使った条件文に焦点を当てたものとして、松木(1997)、嶋田(2009)、菊田(2011)が挙げられる。特にVに生起する動詞が、知覚や試行と意味的に共起する意志動詞であることに注目して議論がなされた。

- (4) a. その本を読んでみた。
b. *問題が解けてみた。

試行を表す「Vてみる」では、(4a)の「読む」のように意図を伴うような有情の意志動詞が用いられ、(4b)の「解ける」のように意図的解釈が困難な非意志動詞とは共起しない。しかし、「Vてみると」の形にした条件文では容認性が上がるのである。

- (4) b. 問題が解けてみると、考え込んでいた自分が馬鹿らしい。

こうした意志性制約に関して、文法化の観点から、松木(1997)は共時的データを、菊田(2011)は通時的なデータを検証しながら、試行の意味が希薄化して意志性制約が失われる連続的な過程を明らかにした。嶋田(2009)は、認知的な立場から、「Vてみる」で表される試行と「Vてみると」で表される結果の意味との違いを、焦点化の違いとして捉える。意志動詞の場合は、動詞で表される行為のうち試行の側面に焦点があり、非意志動詞の場合は、試行の結果の方に焦点があるという主張である。このように様々な議論が展開されてきたが、いずれも「Vてみる」の命令形に

限ったものでなく、「Vてみる」という一般的な動詞連結構造についての分析である。

2.2. 命令文に関する先行研究

議論の対象を命令形に絞って、命令文全般の記述の中で「Vてみる」という形が条件の意味を持つことを分析したのは、仁田 (1991) や村上 (1993) である。仁田 (1991) は、命令を成立させる諸条件を設定し、「Vてみる」条件命令文に相当するものを反語命令として分類した。反語命令は、事態が実現可能であるかどうかという自己制御性の条件は満たすが、事態が話し手に都合が良く望ましいものであるという条件は満たさない非典型例となる。村上 (1993) は、「Vてみる」の形で、仮定的な状況をさしだし、合わせてその帰結を示すことで逆説的に警告を与える、というように「Vてみる」条件命令文の意味の一般化をした。いずれも、命令文のタイプの1つに「Vてみる」条件命令文を位置づけ、その意味用法の記述をしている。また、英語の命令文との対照研究の中で、Takahashi (2012) は、村上 (1993) や後で見える長野 (1995, 1998) の知見に基づいて、「Vてみる」条件命令文の話し手が求めるのは、ある状況を想定してその結果を考えさせることであるとした。

さらに研究対象を限定して、「Vてみる」条件命令文を含む非典型的な命令文の形式に焦点を当てた研究として、共時的な分析では長野 (1995, 1998)、通時的な分析では Shinzato (2001, 2002)、Mori (2006)、菊田 (2012) がある。長野 (1995, 1998) は、「PてみるQ」という形式は、条件表現であると同時に、Pが成立したらQも成立することを認識するよう命ずる認識要求の表現であること、つまり、発話・伝達モダリティを保持していると主張する。ただ、本研究に直接関連する条件の解釈を持つ理由について説明できていないと述べている (長野 1998: 144)。Shinzato (2001, 2002) は、命令と条件が、仮定性、潜在性、非現実性といった意味特性において共通しているという Dancygier (1998) の見解に言及しつつ、日本語における命令から条件への歴史的な意味変化が一方性仮説 (Traugott 1989; Hopper and Traugott 2003) の反例であると主張した²。同じく、歴史的な観点から、Mori (2006) は、「Vてみる」条件命令文と他の命令表現とは、意味変化の過程で新たな意味が生じる動詞形が異なることを明らかにした。なお、上記の意味変化の過程に関して、菊田 (2012) は、「Vてみる」条件命令文を (1a) の非現実仮定型と (1b) の警告・脅迫型に二分した上で、構文ネットワークの観点から、前者は菊田 (2011) が考察した「テミル条件文」(つまり、「Vてみる」の仮定形) 由来の非意志的用法を継承して成立したが、後者は「できるものならやってみろ」のような命令文の放任用法と並列連結文構造 (「命令文+結果予告文」) が起源であるとし、両者の成立過程の違いを示している。

² 一方性とは、Traugott (1989) によれば、「命題的内容>テキスト連結>話者態度表出」のように意味変化が一方的に進む傾向のことである。命令は話し手の心的態度表出であり、条件はテキスト連結機能であるので、その意味で、Shinzato (2001, 2002) は、命令から条件への変化は一方性仮説に反すると唱えた。

このように一連の命令文研究を通して、「Vてみろ」条件命令文は、典型的な命令文とは異なり、働きかけの機能が希薄化して条件の解釈を持つようになっていること、そしてそれが日本語における命令形の歴史的な意味変化の結果であることが明らかになっている。以下で取り上げるのは、こうした先行研究の知見にもかかわらず、これまで看過されてきた現象、そして先行研究では議論の前提となっていたがために十分に説明がなされていなかった点である。

2.3. 「Vてみろ」条件命令文の課題

本研究の議論の出発点を確認するため、「Vてみろ」条件命令文と他の命令表現を比較対照させながら、未解決の課題を浮き彫りにする。形式と意味の違いで次の4種類の命令表現を比較する。

- (5) a. Vてみろ (条件)
彼に見つかってみろ。大変な目にあう。
- b. V
徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。
- c. Vてみろ (試行)
みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。
- d. Vておけ
事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。

(5a) は「Vてみろ」条件命令文、(5b) は単独動詞からなる通常の命令文、(5c) は試行の働きかけのニュアンスも持つ「Vてみろ」、(5d) は「Vてみる」以外の動詞連結構造である。あえて、命令文に別の文を後続させたのは、いずれにも条件の含意があるが、その性質は、(5a) と (5a) 以外とで異なることを確認していくためである。以下、(a) - (d) からなる例文は、それぞれ (5a-d) の4種類に対応したものと考察、および文法性判断を行っている。

まず、検討したいのは、「Vてみろ」条件命令文が条件の意味を持つとは言え、他の形式にもそういった含意があるという長野(1995, 1998)の指摘である。確かに、(5a) 以外の表現でも、文脈から、命令形の前半部分と後半部分の間に条件と帰結の主従関係を読み取ることが可能である。しかし、(5a) と (5a) 以外との間に含意される条件の性質が異なるという点に関しての十分な議論はなかった。Shinzato (2001, 2002) や Mori (2006) の中で、次のような違いが事実として示される程度である。

- (6) a. もし(も)彼に見つかってみろ。大変な目にあう。
- b. *もし(も)徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。
- c. *もし(も)みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。
- d. *もし(も)事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。

いずれも条件の含意があるにもかかわらず、条件節の明示的な標識である「もし(も)」との共起性に違いがある。しかし、先行研究は、あくまで共起性の事実を示したにすぎず、あるいは、この事実を条件解釈の傍証として提示したのであり、なぜ「Vてみる」条件命令文は「もし(も)」と共起するが他の表現は共起しないのか、その理由を考察するまでには至っていない。

また、条件の含意と関連して、先行研究では直接論じられなかった特徴として、「Vてみる」条件命令文の「てみる」は仮定形と入れ替えできないという事実がある³。

- (7) a. *彼に見つかってみれば、大変な目にあう。
 b. 徹夜で勉強すれば、あの試験は何とかなる。
 c. みんなと歌ってみれば、歌の楽しさに気づく。
 d. 事情を彼に話しておけば、悪いようにはならない。

(5a) 以外の命令形でそれぞれ含意される条件の解釈は、(7b-d) のように仮定形に変えることで明示的に表現される。ところが、(5a) の「Vてみる」条件命令文の条件を動詞仮定形で表そうとすれば、次のように「てみる」を省いた本動詞だけを仮定形にする必要がある。

- (7) a. 彼に見つかれば、大変な目にあう。

(5a) に (7a) の含意があることは明らかにされているが、(7a) と (7a) の対照に関する原理的な説明、すなわち「Vてみる」条件命令文が「てみれば」にならない事実を説明しようとした先行研究には見当たらない⁴。なお、菊田 (2012) によれば、(1a) の非現実仮定型の「Vてみる」条件命令文とテミル条件文(「てみる」の仮定形)の歴史的な継承関係があると言う。では、なぜそうした関連づけが可能であるにもかかわらず、その非現実仮定型の「Vてみる」が仮定形と交替できないのだろうか、テミル条件文と相容れないという (7) で見た共時的な事実に対して何らかの説明は必要である。

このように、「Vてみる」条件命令文と他の命令表現の条件の性質が異なるという事実がある。これを踏まえて、最後の課題として指摘したいのは、この違いの理由に関する根本的な議論の欠如である。先行研究においては、一連の違いを前提にして、命令から条件への意味変化に関する議論が展開されることはあっても (Shinzato 2001, 2002; Mori 2006)、それらの違いが何に由来してどのように異なる

³ 本論文では、条件を表す「れば」「たら」「なら」「と」の異同には立ち入らない。なお、「先生に相談すれば／してみれば。」のように、動詞の仮定形が特有の上昇調のイントネーションを伴い、勧めや提案等の命令文相当の機能を果たす用法があるが、従属節の独立用法はこの論点ではない(詳しい議論としては、Evans 2007, 大堀 2002: 127-131, 白川 2009 等がある)。本研究において、仮定形との交替の可否は、仮定形にして帰結を導く通常の条件節になるかどうかを意味する。

⁴ Shinzato (2002) では、含意される条件解釈に関して、(5a) と (5c) の間の違いや (5a) と (7a) の間の違いは考察されているが、(5a) と (5a) 以外との間にある差異は明確に論じられていない。

かについて明確に論じていない。菊田(2012)は、「Vてみろ」条件命令文の条件解釈をテミル条件文からの継承と考えるが、他の命令表現と条件解釈との違いに関して原理的な説明には至っていない。

以上をまとめると、次の3点が本研究で扱う「Vてみろ」条件命令文の課題ということになる。他の命令表現と同様に「Vてみろ」条件命令文は条件の意味を持つにもかかわらず、当該構文が、(i) なぜ「もし(も)」と共起できるのか、(ii) なぜ「てみれば」の形にならないか、そして、(iii) 含意される条件が他とどう異なり、その理由は何か、である。

3. 提案

先行研究の知見から、「Vてみろ」条件命令文が、働きかけの発語内効力が希薄で、条件解釈を含意するという事実は疑う余地はない。この事実を言語学の文脈で捉え直すと、「Vてみろ」条件命令文は、典型的なモダリティの度合いが低く、ゆえに従属化している、ということになる。これが本研究の主張である。この主張の妥当性を裏づけるために、本節では、典型的なモダリティの度合いが低いこととそれが従属化と関連することについて、従来あまり注意が払われなかった当該構文の諸特徴を基に検討していく。

3.1. 真性モダリティの度合い

野田(1989)は、次のような「たい」を含む文(第1文)は典型的なモダリティを表していないことを指摘した。

- (8) 大空を飛んで、自分の住んでいる街を見てみたい。そんな思いから、愛媛県喜多群内子町川中、農林業西谷一徳さん(四一)は、自宅前の山林と農地七千平方メートルをつぶして…(後略) (野田 1989: 131)

典型的には、「たい」の文は、発話・伝達モダリティのうち、発話時における話し手の意志・希望の感情表出に関わるものである(仁田 1989)⁵。(8)の「たい」は独立した文として成立しているように見えるが、発話時における話し手の意志・希望の感情を表出しているわけではない。むしろ、次のように、第2文に従属できることから、機能的には従属節であるように思われる。

- (8') 大空を飛んで、自分の住んでいる街を見てみたいという思いから、愛媛県喜多群内子町川中、農林業西谷一徳さん(四一)は、自宅前の山林と農地七千平方メートルをつぶして…(後略) (野田 1989: 131)

野田(1989)は、こうした完全なモダリティを備えない文に注目し、発話時におけ

⁵ (8)のような命令文以外の文脈では、「発話時」ではなく「執筆時」、「話し手」ではなく「書き手」が適切だが、本論文では、「発話時」と「話し手」で統一する。

る話し手の心的態度を直接表明するモダリティを「真性モダリティ」（対立概念は「虚性モダリティ」）として、従属節と関連させながら真性モダリティを欠く文の特徴を明らかにした。本節では、真性モダリティの度合いの低下と従属化の観点から、「Vてみる」条件命令文の条件解釈の基盤を探る。

具体的な議論に入る前に用語と概念の整理をしておく。上記の二分類に概念的に対応するものとして、仁田（1989）は「真正モダリティ」と「疑似モダリティ」を区別した上で、「しろ」「しよう」「だろう」等は形式自体が発話時における話し手の心的態度を表す「真正モダリティ形式」、形式自体が過去になったり否定になったり話し手以外の心的態度を示す「かもしれない」「ようだ」「たい」等は「疑似モダリティ形式」と分類した。そして、疑似モダリティ形式が、一人称、非過去、非否定といった条件下で真正モダリティに相当するようになることを、「疑似モダリティ形式の真正化」とし、モダリティにおける真性・疑似性の度合いを示唆した。本論文で、野田（1989）の「真性モダリティ」の用語を使うのは、野田（1989）が独立文と従属節の観点からの考察である点で本研究との関連がより深いからである。加えて、モダリティの度合いを考慮するのは、例えば、「しろ」=「真正モダリティ形式」、という捉え方をすると、「Vてみる」形式と従属節の連続的な理解が得られにくいからである。また、「Vてみる」条件命令文と次のような用例の混同をさけるためでもある⁶。

- (9) a. 彼に見つかってみろ。大変な目にあう。彼女は確信した。
 b. 徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。彼女は楽観的だった。
 c. みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。彼女は期待した。
 d. 事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。彼女は冷静だった。

(9)のそれぞれにおいて、第1文と第2文は、(8)のような真性モダリティを欠くものとして見なすことができる。話し手の心的態度ではなく、第3文の「彼女」の心的態度が関与しているからである。ここで注意すべきは、従属関係の観点で考えたとき、第1文と第2文が、意味的に第3文に従属するという関係が成立している点である。(8)で、第1文が第2文に対して従属の関係にあったのと同様である。この意味で、(9)のいずれの命令文も真性モダリティを持たない、つまり、(9a)から(9d)までのすべての命令文は虚性モダリティを示すことになる。しかし、本研究の目的は、第1文の命令文が第2文に対して従属関係（条件解釈）を持つに至る過程や理由を探ることであり、また「Vてみる」条件命令文とそれ以外の命令文との間の違いを明らかにすることである。これらの目的を達成するためには、真性モダリティかそれを欠く虚性モダリティかを論じるだけでは不十分であり、本論文では、真性モダリティの程度差を考慮に入れる必要があると考える。

⁶ (9)のような例は、小説等で見られる会話文相当のもので文学的な技法の1つである。真性モダリティを持たず、「と言った」「と思った」等が省略されて、それぞれの発言者の視点で述べられている（野田1989:145）。

典型的な命令文は「命令」という真性モダリティを表すが、「Vてみる」条件命令文は「命令」の感情表出はないので、真性モダリティの度合いが低いことになる。そこで、「Vてみる」条件命令文の真性モダリティの度合いの低さを示唆する特徴を見ていきたい。野田（1989）は、真性モダリティを持たない文の文法的な特徴を6つの観点から、機能的な特徴を2つの観点から考察した。以下、それに従って、「Vてみる」条件命令文の真性モダリティの程度が低いことを確認する。

真性モダリティを持たない文の特徴の1つ目は、文全体を受ける指示語が他の文の中にあることである。(8)の第2文に「そんな」があることから明らかである。命令文の場合も次のようになる。

- (10) a. 彼に見つかってみろ。そうなれば大変な目にあう。
 b. 徹夜で勉強しろ。そうすればあの試験は何とかなる。
 c. みんなと歌ってみろ。そうすれば歌の楽しさに気づく。
 d. 事情を彼に話しておけ。そうすれば悪いようにはならない。

いずれの命令文もその内容が指示語で表されているので、この点で違いはない。

真性モダリティを持たない文の第2の特徴は、他の文に従属節として埋め込みが可能であるということである。上の(8)で確認した事実である。ここでは、(6)で見た「もし(も)」との共起性を思い起こしたい。「もし(も)」と共起するということは、従属節(条件節)として後半の文に埋め込めることを示唆する。つまり、「もし(も)」との共起性は、他の文への埋め込みの可能性と相関する。「もし(も)」と共起するのは「Vてみる」条件命令文だけであったので、他の文へ埋め込めるかどうかに関して言えば、「Vてみる」条件命令文は可能だが、他の命令表現は不可能ということになる。

3つ目として、真性モダリティを持たない文は人称制限が解除されている。しかし、「たい」のような独立文では、心的態度の主体は話し手である1人称に限定される。典型的な命令文、つまり真性モダリティを示す命令文の場合でも、働きかけという心的態度の主体は話し手である。長野（1998）に従えば、「Vてみる」条件命令文も、話し手による認識要求の表現であるので、心的態度の主体は話し手ということになる。つまり、人称制限の解除という点では、いずれの命令表現にも解除は見られない。

4つ目は丁寧体からの解除である。野田（1989）は次の例を挙げる。

- (11) 女を喰い物にする、ということにかけては、なんととってもヤクザが一番で、
 役者なんて足元にもよれない。生まれてこのかた、頑にこう信じてきた私です。
 (野田 1989: 139-140)

(11)は丁寧体を基調とした文脈であるが、真性モダリティを欠く第1文は、普通体になっている。丁寧体の文脈における命令形の場合を考えよう。

- (12) a. *彼に見つかってみろ。大変な目にあります。
 b. *徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなります。
 c. *みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づきます。
 d. *事情を彼に話しておけ。悪いようにはなりません。
- (13) a. 彼に見つかってみなさい。大変な目にあります。
 b. 徹夜で勉強しなさい。あの試験は何とかなります。
 c. みんなと歌ってみなさい。歌の楽しさに気づきます。
 d. 事情を彼に話しておきなさい。悪いようにはなりません。

(12) と (13) は、丁寧体の文脈において、いずれの命令形に関しても、普通体は丁寧体のときよりも不自然であることを示しており、丁寧体の文脈では丁寧体が要求されることが分かる⁷。この意味で、丁寧体の解除はないと言える。これに関連して、同じく丁寧体の文脈の (14) では、それぞれの命令形に相当する従属節の形で表されており、いずれも普通体で丁寧体の解除がある。丁寧体にする、(15) のように容認性は下がるので、(13) とは対照的である。

- (14) a. 彼に見つかれば、大変な目にあります。
 b. 徹夜で勉強すれば、あの試験は何とかなります。
 c. みんなと歌ってみれば、歌の楽しさに気づきます。
 d. 事情を彼に話しておけば、悪いようにはなりません。
- (15) a. *彼に見つかりましたら、大変な目にあります。
 b. *徹夜で勉強しましたら、あの試験は何とかなります。
 c. *みんなと歌ってみましたら、歌の楽しさに気づきます。
 d. *事情を彼に話してみましたら、悪いようにはなりません。

野田 (1989) によれば、丁寧体の解除が可能なのは、真性モダリティを持たない文が独立性の低い従属節に相当する場合に限られる。以上の観察を踏まえれば、丁寧体の解除の可否という観点から、それぞれの命令形 (= 13a-d) が、それに相当する従属節 (= 14a-d) よりも相対的に独立性が高いことが推察される。

真性モダリティを表さないことの5つ目の特徴は、主題の「は」を含まないことである。ただし、命令文ではそもそも主題の「は」の生起が不可能である。生起する場合は対照を表す「は」の解釈が強えられる (仁田 1989: 10; 長野 1998: 149)。

最後の特徴は、テンスの分化がないことである。真性モダリティを欠いた次の第1文と第2文では、過去のことで基本形 (非過去形) で表される。

⁷ 命令文には〈命令系〉と〈依頼系〉があり (仁田 1991)、ここで確認する「しなさい」は〈命令系〉の丁寧体である。3.3 節で述べるが、〈依頼系〉の丁寧体である「してください」は「Vてみる」条件命令文と共起しにくい。タイプによる共起性の違いから、「Vてみる」条件命令文は段階的に他の命令表現から逸脱していることがうかがえるが、さらに詳しい考察は今後の課題としたい。

- (16) マンションの廊下を足早に通る。ドアもほんの少しだけ開けて、すっと入ってしまう。長男は「いつも急いでいる子」だった。 (野田 1989: 141)

命令文との関連で言えば、命令形が過去形になることはないので、形態的には、そもそも命令文にテンス分化は存在しない。しかし、テンス分化をもう少し広く捉えるならば、命令文を、テンス分化を示すものとそうでないものとに分けることができる。すなわち、過去のことを基本形（非過去形）で表せたらテンス分化がなく、表せないならばテンス分化があるとする捉え方である。

- (17) a. 一年前に彼に見つかってみろ。大変な目にあったものだ。
 b. *一年前に徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなったものだ。
 c. *一年前にみんなで歌ってみろ。歌の楽しさに気づいたものだ。
 d. *一年前に事情を彼に話しておけ。悪いようにはならなかったものだ。

これらは過去の内容を命令形で表せるかどうかを示している。言うまでもなく、(17b-d)のように、過去に対して遡及的に働きかけることは概念的に不可能である。しかしここでは、過去のことを非過去形の命令形で表せたらテンス分化がない命令文で、逆に、命令形で表せなければテンス分化があると考え。上の分布から、「Vてみる」条件命令文だけが、過去のことも述語が基本形で表される(16)と共通し、テンス分化が存在しないことになる(事実の指摘はShinzato 2002: 587にもある)。

次に、野田(1989)は、主張の有無と視点の移動の2つの観点で、真性モダリティを持たない文の機能的な特徴を考察しているのので、合わせて検討しておきたい。

- (18) a. 先週ワープロを買ったよ。
 b. 先週買ったワープロがもう故障したよ。 (野田 1989: 141)

主文の(18a)における「買った」は、事実であることの話し手の主張なのに対し、(18b)の従属節を形成する「買った」にはそうした主張はない。話し手の主張は「故障した」ことである。真性モダリティを欠く文も主張は表さず、従属節に近い機能を持つことが次からうかがえる。

- (19) たった一人の抵抗で、老朽マンションが建て直せない。薄気味わるい暴力団のおにいさんを追い出すことができない。そんな苦情を解決するために、マンション法改正案が出された。 (野田 1989: 142)

第1文と第2文の「建て直せない」ことや「追い出すことができない」ことを事実として話し手が主張しているわけではない。命令文は、話し手がある事態を事実として主張する文ではなく、それを命令するのがモダリティであるから、ここでは、主張の有無ではなく命令機能の有無を考える。この働きかけとしての命令機能は「Vてみる」条件命令文に存在しないことはすでに述べたが、命令形の部分だけを「命令する」や「勧める」のような明示的な動詞で引用できるか否かによって、潜在的な発語内効力を明確に理解できるようになる(Yamanashi 2001)。

- (20) a. *「彼に見つかってみろ。大変な目にあう。」と命じた。
 b. 「徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。」と命じた。
 c. 「みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。」と勧めた。
 d. 「事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。」と勧めた。

このことは、主張（命令・勧め）を強調する終助詞「って」との共起性と相関する。

- (21) a. *彼に見つかってみろって。大変な目にあう。
 b. 徹夜で勉強しろって。あの試験は何とかなる。
 c. みんなと歌ってみろって。歌の楽しさに気づく。
 d. 事情を彼に話しておけて。悪いようにはならない。

この「って」の付加によって、(21a)で「見つかる」ことが促されるようになるわけではない。しかし、(21a)以外では動詞の意味内容をさらに促すニュアンスを帯びるようになる。この意味で(21a)の命令形への「って」の付加は不適切と言える⁸。以上から、「Vてみる」条件命令文は命令機能がないが他の命令表現は独立文としての命令機能が備わっており、前者の方がそれだけ従属節に近い機能を持っていることが分かる。

この関連で、真性モダリティを持たなくなるときの視点移動を考える。「たい」の場合、真性モダリティの文ならば「たい」で表される心的態度の願望主体は話し手であるが、(8)の願望は第2文の西谷氏のものであった。視点が話し手から話し手以外へと移動しているのである。このような意味での視点移動は、いずれの命令表現にも見られない⁹。まず、働きかけとして機能する典型的な命令表現では、話し手の視点からの働きかけであることは言うまでもない。「Vてみる」条件命令文では、真性モダリティとしての働きかけ機能が希薄になるが、視点が話し手以外へと移動するわけではない。実際、長野(1998)の言う「Vてみる」条件命令文に関する認識要求は話し手の視点からのものである。

以上の議論をまとめたのが表1である。表中の「○」は当該特徴が当てはまること、「×」は当てはまらないことを意味する。各項目は真性モダリティを持たない文の特徴であったので(ただし、主題の「は」は直接の相関はない)、○の数が多いほど真性モダリティの度合いが低いことを示す。つまり、「Vてみる」条件命令文は、真性モダリティを完全に失っているわけではないが、他の命令表現と比べるとその度合いが相対的に低いことが分かる。

⁸2.2節で見た長野(1995,1998)の「Pが成立したらQも成立することを認識するよう命じる」という認識要求表現として解釈すれば、(21a)の「って」の違和感は軽減されるかもしれない。ただしその場合、「って」で強調される内容は命令文と後続文の因果関係であるので、「って」の位置は後続文の文末の方がより自然となる。

⁹真性モダリティを持たない場合を想定すると、(9)のような用例となり、本研究で定義づける「Vてみる」条件命令文とは異なる。(9)では、話し手からそれぞれの発言者へと視点が移動している。

表1 命令形と真性モダリティの度合い

	特徴	Vてみる (条件)	V	Vてみる (試行)	Vておけ
文 法	他の文に指示語あり	○	○	○	○
	他の文に埋め込み可	○	×	×	×
	人称制限の解除	×	×	×	×
	丁寧体の解除	×	×	×	×
	主題の「は」が不可	○	○	○	○
	テンス分化なし	○	×	×	×
機能	主張 (命令) なし	○	×	×	×
	視点の移動あり	×	×	×	×

なお、表1から、真性モダリティの度合いに関しては、「V」「Vてみる (試行)」「Vておけ」の間に有意差は見られないことも明らかになった。そこで、以下では、表記を簡略化するため、これら3つの命令形は「V1てV2」で代表させ、必要に応じて、「V」と「V1てV2」を区別する。

3.2. 動詞連結構造の再分析

これまでの議論から、「Vてみる」条件命令文の真性モダリティの度合いが相対的に低いということが明らかになったが、では、真性モダリティの度合いが低いということと従属化の関連性はどうか考えればよいであろうか。本節では、再分析による構造上の再編成が「Vてみる」条件命令文の従属化 (条件解釈) と結びつくことを論じる。以下では、これまでの命令形を次のようにスキーマ的に表示する。

- (22) a. V-て-みる。X。
b. V1-て-V2。X。

(22a)は「Vてみる」条件命令文の動詞連結構造と後続文、(22b)は他の命令形「V」「Vてみる (試行)」「Vておけ」を代表させた構造と後続文である(「V」単独の命令形は、(22b)の「てV2」の部分がないものとする)。

野田(1989)の議論からも分かるように、真性モダリティの度合いが低いということは、独立文としての文らしさが低いということであるので、他の文への依存度、つまり従属化の程度が高いことと相関する。このことを(22)の表示に反映させると(23)のようになる。

- (23) a. V-て-みる。X。
b. V1-て-V2。(X。)

違いは、後続文Xとの共起性である。「Vてみる」条件命令文はXへの依存度が高く、

単独では成立できないため X の省略が許されないが、他の命令形では、X の生起は随意的である。別の言い方をすれば、「V てみろ」条件命令文では、たとえ X が伏せられたとしても、文脈上、X は復元できなければならないのである。

X への従属度が高いということは X の出現頻度が高いことでもある。それだけ (23a) は、前半部分と後半部分の並置構造が、従属節と主節として解釈・定着される環境が整っていると言える (菊田 2012)。しかし、(23b) の X は随意的なので、主従関係の解釈が語用論的に推論されることはあっても強化される度合いは (23a) より低いと考えられる。なお、語用論的推論とは、一般的に、直接表示されていない意味 (含意) が文脈から読み込まれることであるが、ここでは、本来仮定形になされる条件解釈が命令形に対してもなされることを意味する。こうした語用論的な解釈が、「V てみろ」条件命令文の場合は、さらに慣習化・強化されて新たな意味として定着 (Hopper and Traugott 2003 の「意味化」) する (3.3 節と 4.1 節も参照)。以上の違いを、(24) のように、句点からコンマ (読点) への変化の有無で示すことにする。

- (24) a. V1-て-みろ, X。
b. V1-て-V2。(X。)

この (24a) と (24b) の違いと並行して、前半部分の動詞連結構造にも違いが想定される。いずれも、表面上、2つの動詞が「て」によって連結され、1つのまとまった複合構造を成している。ブラケット (角型括弧) で表示すれば次のようになる。

- (25) a. [V1-て-みろ], X。
b. [V1-て-V2]。(X。)

ここで、(23) (24) で見た X への依存度の相違が、動詞連結構造の違いと連動していると想定し、本論文では、(25a) の構造が、再分析を経て、(26a) のような再編成があることを主張する。

- (26) a. [V1]-[て-みろ], X。
b. [V1-て-V2]。(X。)

ブラケットで括られた部分を 1つのユニット (イベント) と考えれば、(26a) と (26b) の間で、再分析の有無によって、ユニットを形成する境界に違いが生じることになる。そうだとすれば、そのことを示唆する特徴を確認する必要がある。

まず、動詞形とその意味が具現化する対象の違いについて考える。命令形になる動詞は、動詞連結構造のうち右側の動詞 (単独動詞の命令文「V」の場合はその動詞) である。ただし、その命令形と命令の発語内効力の対象範囲がいつも一致するわけではない。なお、(27a) で句点の代わりにコンマが用いられていることを除いて、(27) は (5) と同じである。

- (27) a. 彼に見つかってみろ、大変な目にあう。
 b. 徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。
 c. みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。
 d. 事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。

(27a) では、「みろ」が命令形だが、「見つかってみる」ことや「見つかる」ことが命令されるわけではない。「Vてみる」条件命令文では、命令の発語内効力が希薄化していることは前述の通りである。(27b)の命令形は「勉強しろ」であり、この形式に文字通り命令の発語内効力が備わっている。(27c)と(27d)では、「みろ」と「おけ」が命令形で、命令の対象となる事態内容は、それぞれの複合構造が示すように、「歌ってみる」「話しておく」ことである。整理すると、表2に示す通り、命令が形態的に具現化する対象と意味的に具現化する対象とがそれぞれ異なる。

表2 命令の具現化の分布

	「Vてみる」	「V」	「V1てV2」
命令が形態的に具現化	みろ	V	V2
命令が意味的に具現化	—	V	V1 + V2

「Vてみる」条件命令文の動詞連結構造のうち、命令は「みろ」だけに形態的に具現化し、意味的に具現化する要素が存在しない。このことは、「V」と「みろ」の間に何らかの境界の存在をうかがわせる。命令の具現化は、「みろ」に止まり、「V」には及ばないとも言える。これに対し、他の命令表現では、命令が形態的に具現化する要素（「V」や「V2」）を含むものが、命令の意味的な具現化の対象ともなる。例えば、(27c)の命令対象は、「歌う」ことではなく「歌ってみる」ことである。この意味で、「V1てV2」の場合、「V1」と「V2」を分断する構造を想定するには無理がある。以上の観察から、「Vてみる」条件命令文だけが(26a)のような再分析構造を持つと考えられる。

また、「V1てV2」の「V2」に「みる」が来ると、見かけ上「Vてみる」条件命令文と同一になってしまうが、本分析によれば、内部的構造は異なるはずである。このことは、それぞれの動詞連結構造が単一の動詞や名詞として機能できるかどうかということと関連する。「V1てV2」由来の「Vてみる」は「試しに～する」の意味を持っていた。ニュアンスの違いは出てくるが、実際、「試着(する)」「試食(する)」等、「試～」という単一表現に対応する場合がある。しかし、「Vてみる」条件命令文では、このような対応表現は存在しない。両者におけるこの種の違いは、最初に来る動詞と次に来る動詞の結びつきの度合いと相関する。「V1てV2」由来の「Vてみる」の場合、2つの動詞の結合は強固であるので、「Vてみる」全体を「試～」というひとまとまりの事態を表す単一表現によって表すことは可能であろう。しかし、「Vてみる」条件命令文は、(26a)で示したように、内部に構造的な境界

を含むため、そのような境界を超えてひとまとまりの事態として表現しようとすることは不自然なのである。

意味的な視点からも、「Vてみろ」条件命令文が他の命令表現と構造的に異なることを示唆する事実がある。述べられた事態の動作主体について考えてみよう。「Vてみろ」条件命令文と違って、働きかけの機能を持つ命令表現では動作主体は2人称に限られるが、「Vてみろ」条件命令文ではその制約はない（事実の指摘は長野1998やShinzato 2002等にある）。

- (28) a. 彼女が彼に見つかってみろ、大変な目にあう。
 b. (*彼女が) 徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。
 c. (*彼女が) みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく¹⁰。
 d. (*彼女が) 事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。

(28a)で、「彼女」の述語内容は「見つかる」ことであり、「見つかってみる」ことや「みる」ことではない。(28b)の潜在的な2人称主語の行為は「勉強する」ことである。(28c)では「歌ってみる」ことであり、(28d)は「話しておく」ことである。(28a)における「見つかる」の主体は「彼女」であるが、では、残りの「みる」のは誰だろうか。ここで思い起こしたいのが長野(1998)の知見である。「Vてみろ」条件命令文が認識要求の表現でもあるという主張に従えば、その認識の主体は潜在的な2人称に他ならない。つまり、(28a)で、「V」の主体は「彼女」だが、「みろ」の主体は2人称ということになる。この種の主体の分離は、(28a)以外では不可能である。異なる主体が可能ということは、「Vてみろ」のうち、「V」と「みろ」がそれぞれ独立していることを示唆し、異なる主体が想定不可能であることは、動詞が2つある場合でもそれらは1つのユニット(イベント)として一体化していることを意味する。

最後に、否定の可能性を取り上げる。まず、否定命令文の形式である終助詞「な」との共起性を示す。

- (29) a. *パスポートが見つかってみるな、帰国できない。
 b. 徹夜で勉強するな。疲れて逆効果だ。
 c. ?みんなと歌ってみるな。迷惑がかかるだけだ¹¹。
 d. 事情を彼に話しておくな。彼は信頼できない奴だ。

(29a)から分かるように、「な」の否定命令文の形式では条件解釈が含意されなく

¹⁰ 「Vてみろ」条件命令文としてであれば(28a)と同様、「彼女が」との共起性は高い。ここでの非文法性の判断は、彼女の試行を表す命令文としての判断である。

¹¹ (29c)の容認性は(29b, d)より低いものの(29a)ほど不自然ではない。(29c)の容認性の低さは、試行の命令と否定とが概念的に矛盾するからであろう。試行を表す「Vてみる」には、「実際に～する」という実現性の高い肯定的なニュアンスが伴う上に、命令にもそういった実現性の肯定的なニュアンスがある。それを否定にした場合、「する」と「しない」ことが併存してしまうことが容認性の低下につながる。実際、命令形以外での否定形は、「歌ってみない」のように、容認性は上がる。

なる。それ以外の命令表現では、容認性の差はあるが、対応する否定命令文は存在する。次に、否定位置を動詞連結構造の左側の動詞に移動させてみる（29b 以外）。

- (30) a. パスポートが見つからないでみる、帰国できない。
 b. 徹夜で勉強するな。疲れて逆効果だ。(= 29b)
 c. みんなと歌わないでみる。もっと自由に楽しめる。
 d. 事情を彼に話さないでおけ。悪いようにはならない。

単独動詞の(30b)では意味も形式も変化することはないが、他の表現では形式の変化とともに全体的には肯定命令文となる。重要なのは、「Vてみる」条件命令文としての(30a)の容認性が上がることである(30a 自体、完全に自然な文というわけではないが、ここでは29aよりも容認性が高いことに着目したい)。「Vてみる」条件命令文の場合、否定可能なのは「V」だけで、「みろ」は形態的に否定できない。一方、他の動詞連結構造では、「V1」だけでなく「V2」も形態的に否定できる(内容的には「V1 + V2」の否定)。例えば、(29a) (30a) は、「見つかってみる」は否定できないが、「見つかる」は否定できることをそれぞれ示している。(29c) (30c)からは、「歌ってみる」も「歌う」も否定と共起できることが分かる。もし、「Vてみる」条件命令文が、再分析されていない(25a)の構造だとしたら、動詞連結構造において、他の命令表現の(25b)との違いがなく、否定に関して違いは生じないはずである。しかし、(29)の差異が認められる以上、(26a)のような、否定される要素とそうでない要素との間に境界を設ける構造が想定されるのである。

3.3. 副動詞構文としての「Vてみる」条件命令文

ここでは、(26a)の構造を副動詞構文と見なす可能性について触れておく。一般に、「V1てV2」という動詞連結構造において、「てV2」の部分が補助動詞としてアスペクト等の文法的役割を担うことはよく知られている(Ono 1992; Ono 2000等)。実際、これまで見てきた「Vてみる」や「Vておく」では、「てみる」が試行の意味を表したり、「ておく」が完了アスペクトを表したりする。ただ、上述のように、これらは内容的に否定することが可能で、その意味で、本動詞と結合して事態内容の一部を形成する。一方、「Vてみる」条件命令文の「てみる」は、動詞連結構造の中にありながらも、意味的に否定できないので、事態内容に直接関与していないと考えられる。ここから、「Vてみる」条件命令文の「てみる」は、再分析の構造において、条件含意を示すことに特化した機能要素と考えるのが妥当であろう。

以上のことを、副動詞という概念との関連で捉え直してみたい。副動詞とは、副詞的に機能して、時や理由等の従属節を構成するような非定形(non-finite)の動詞形式のことである(Haspelmath 1995)。この概念を踏まえると、「Vてみる」条件命令文の「Vてみる」の部分条件節を構成する副動詞として、そして、これと後続文のXを含めた全体を副動詞構文として見なせないだろうか。そうすれば、

「てみる」は副動詞語尾に相当することになる¹²。「てみる」が副動詞語尾であれば、助詞や接辞のように完全に文法的な要素で、形態的にも意味的にも否定されないという3.2節の事実とも符合する。さらに、副動詞語尾であれば、「Vてみる」条件命令文が「Vてみる」という形式のときに限って成立するという事実とも合致する(Mori 2006)。試行の「Vてみる」が、「Vてみる」や「Vてみれば」のような命令形以外でも試行のニュアンスが含意されるのとは対照的である。

さらに、副動詞の非定形性(non-finiteness)についても検討しておく。定形性に関わる特徴として、テンスやアスペクト、格標示等が取り上げられてきた(Givón 1990)。こうした基準によって、屈折型言語における動詞の定形性は捉えられるが、同じ基準で、一致現象のない膠着型の日本語に定形性の概念を適用するわけにはいかない。そこで、より通言語的な観点から、Bisang(2007)は、定形性に関わる文法カテゴリーとして発語内効力やポライトネス等を挙げる。これらは、日本語において、従属節では発語内効力が希薄であったり、丁寧体が生じにくかったりするというよく知られた事実と平行的に考えることができる。丁寧体が使えるかどうかが独立文(主節)の度合いと相関するのである。この丁寧体については、3.1節で、真性モダリティの度合いの議論の過程ですでに言及した。ここでは、依頼としての発語内効力を示す命令表現の丁寧体「してください」との共起性を見てみよう。

- (31) a. *彼に見つかってみてください、大変な目にあります。
 b. 徹夜で勉強してください。あの試験は何とかなります。
 c. みんなと歌ってみてください。歌の楽しさに気づきます。
 d. 事情を彼に話しておいてください。悪いようにはなりません。

丁寧体が基調である文脈であっても、「Vてみる」条件命令文は他よりも依頼系の丁寧体と共起しにくいことが分かる。従属節に丁寧体が生起しないという現象と平行的である。上記の発語内効力やポライトネスの基準と照らし合わせると、(31a)の事実は、「Vてみる」条件命令文の「Vてみる」が通常の定形動詞ではないことを示唆し、むしろ非定形の副動詞としての特徴を備えていると考えられるのである。

まとめると、(26a)で提示した再分析の構造は、「V」と「てみる」の間に境界を想定しているのと同時に、「てみる」が副動詞語尾として機能し、後続のXに対して「V」が意味的に従属することを示す標識になっていることも表している。つまり、(26a)は全体として副動詞構文と見なせる一方、(26b)は動詞連結構造とX

¹² Alpatov and Podlesskaya (1995)は、副動詞を primary converbs 「一次的副動詞」(「Vて」等)と一次的副動詞に接辞が付加された「二次的副動詞」(「Vても」等)に分類している。「Vてみる」条件命令文の動詞連結構造に見られる動詞テ形は、それ自身、副動詞として扱われることが多い。したがって、Alpatov and Podlesskaya (1995)のこの分類に従えば、「Vてみる」条件命令文の動詞連結構造は、一次的副動詞である動詞テ形に「みる」が付加された二次的副動詞ということになる。さらに、「Vてみる」は、動詞テ形と違って、条件の意味機能だけを担うことから、Nedjalkov (1995)の言う specialized converbs 「特殊副動詞」に相当する。文脈に応じて時や原因等を表す動詞テ形は、narrative converbs 「談話副動詞」に相当する。

が並置されただけの通常の並置構文のままである。見かけ上の並置構文は (26a) も (26b) も同じで両者ともに従属 (条件) の意味は含意されるのだが、前者では、3.1 節の真性モダリティの低さと連動して、構造的に従属関係を示す副動詞構文へと再分析されているのである。ちなみに、この副動詞構文を Goldberg (1995) の意味で捉えたと次のような構文的な理解が導かれる。まず構文とは部分要素の合成から厳密には予測不可能な形式と意味のペアである (Goldberg 2006 では、頻度が高く慣習的なものであれば予測可能でも構文と見なされる)。(26b) は前半部と後続文 X という部分要素から成る合成構造であるが、V2 が「みる」のとき、再分析によって、これらの構成要素が (26a) ではひとまとまり (全体としての副動詞構文) となって要素の合成構造ではなくなる。つまり、提案の再分析は構成部分要素に分解 (還元) するプロセスではない。「Vてみる」条件命令文の条件解釈は、前半の「Vてみる」の部分からもたらされるのではなく、あくまで条件帰結の因果関係を表す副動詞構文の全体的意味 (構文的意味) を構成するものである。以上のことを (26) のブラケット表示に反映させると (26') のようになる。

- (26') a. [[V1]-[て-みろ], X_o]
 b. [[V1-て-V2]_o][X_o]

(26'a) の一番外側のブラケットは、「Vてみる」条件命令文が全体として一体化した再分析構造 (副動詞構文) を形成していることを示している。一方、再分析のない (26'b) では、前半部分と後続文 X の各々が別のユニットのままであり、全体として 1 つの構造にはなっていない。

4. 理論的含意

4.1. 3つの問い

日本語の命令形表現の中でも、「Vてみる」条件命令文は、真性モダリティの度合いの低さと連動して副動詞構文へと再分析されるという本論文の知見を念頭に置いて、最初に設定した3つの問いに対する答えが導かれることを見ていこう。なお、説明の都合上、順序は前後する。

まず、最後に挙げた問い、含意される条件がどのように異なり、なぜそのような違いが生じるのか、について考える。命令文には、いずれの形式であっても、条件の解釈が含意される。しかし、条件解釈と一口に言っても、本分析に従えば、構造的に解釈が導かれるものと、語用論的推論で解釈が導かれるものとで区別される。すなわち、「Vてみる」条件命令文以外では、命令文と後続文との間に主従関係が語用論的に推論されるが、真性モダリティの低い「Vてみる」条件命令文では、その推論がさらに強化され、構造的に副動詞構文として再分析されて、構文的な意味として主従関係が含意される。語用論的な条件解釈か、構文的な条件解釈かの違いが本分析から明らかになり、そのような違いが生じるのは、構造的な再分析の有無による、と説明される。

残りの2点を検討しよう。1つ目は、「Vてみろ」条件命令文だけが「もし(も)」と共起できる理由である。本分析では、「Vてみろ」条件命令文の「てみろ」を副動詞語尾とした。この語尾は、従属(条件)の解釈の言わば構造的な標識であり、通常の条件節であれば「れば」「たら」「なら」「と」に相当するものということになる。一方、語用論的推論による条件解釈を持つ命令表現にはこうした構造的な標識はない。「もし(も)」は「れば」「たら」「なら」「と」のような仮定表現に呼応する陳述副詞なので、仮定表現に相当する副動詞語尾とは呼応・共起するが、それが存在しない構造では共起できないはずである。よって、副動詞構文として再分析を受ける「Vてみろ」条件命令文だけが「もし(も)」と共起するのである。

最後に、「Vてみろ」条件命令文だけが「てみれば」という仮定形にならない理由を考える。副動詞構文として再分析された以上、「Vてみろ」の部分は、従属節としての解釈が構文的に保証される。もし、すでに従属節(条件節)としての意味を内包する部分をさらに仮定形「てみれば」に変形すれば、従属節であることを重複して示すことになる。これが、「Vてみろ」条件命令文を「てみれば」にできない理由である。このように考えれば、菊田(2012)でテミル条件文と関連づけられた非現実仮定型の「Vてみろ」条件命令文が「てみれば」にならないという事実も自ずと理解できるようになる。なお、他の命令表現では、条件解釈はあくまで語用論的に推論されるだけなので、重複せずに、その推論を構造的に仮定表現に変形することで明示化できるわけである。

4.2. 本研究の意義

先行研究で残された課題に対して解決策を与えたが、先行研究の知見との関連で本研究の意義を確認する。これまでの議論をまとめると表3のようになる。

表3 命令文の解釈と形式の対応

解釈	条件		働きかけ
形式	(5a) 「Vてみろ」条件命令文	(5b) V (5c) Vてみろ(試行) (5d) Vておけ	
特徴	度合いの低い真性モダリティ 副動詞構文として再分析 条件解釈は構文的意味	度合いの高い真性モダリティ 並置構文 条件解釈は語用論的推論	

本研究の特色は、「Vてみろ」条件命令文を、真性モダリティの度合いの低下に基づいて副動詞構文として再分析したという点にある。命令文と後続文の並置構造では、語用論的に条件解釈は得られるが、それだけでその解釈が構文の意味として取り込まれるわけではない。このことは、命令文の働きかけの機能、すなわち独立文としての真性モダリティの高さと相関している。したがって、真性モダリティの度合いの低下は、当該命令形が独立文として機能しなくなることを意味し、条件節

として他への従属を表す副動詞構文としての再分析がなされるのである。では、本論文の焦点である「Vてみる」条件命令文のモダリティと再分析構造に関して、先行研究の立場との異同を明らかにしながら本研究の意義を考えてみよう。真性モダリティの度合いの低さに関しては共時的な長野（1995, 1998）との関連性を述べ、再分析に関しては通時的な菊田（2011, 2012）との違いを明らかにする。

長野（1995, 1998）の主張は、2.2節で見たように、本論文で扱ってきた「Vてみる」条件命令文にも発話・伝達のモダリティ、すなわち真性モダリティが保持されていることであった。長野（1998: 149）の言葉を借りれば、「Vの補助動詞としてではなく、本動詞として機能している」のである。この本動詞分析は本研究の立場と矛盾するわけではない。本論文では、「Vてみる」条件命令文における真性モダリティの存在を前提にしながらその度合いが、他の命令表現と比べて相対的に低いと考えるからである。仮に「Vてみる」条件命令文には真性モダリティがないというのが本研究の立場だったとすれば、長野（1995, 1998）の本動詞分析とは矛盾するだろうが、真性モダリティが完全に喪失しているのは、虚性モダリティを示す（9）のような用例で、本研究の焦点である「Vてみる」条件命令文とは区別していることはすでに述べた。なお、本論文ではモダリティの程度差を考慮しているので、こうした虚性モダリティの例も、全く切り離された存在としてではなく、真性モダリティの度合いの極に位置するものとして連続的な理解は可能である。

次に、菊田（2012）によれば、(1a)の非現実仮定型はテミル条件文の非意志的用法が起源で、(1b)の警告・脅迫型は放任用法と並列連結文構造が起源であることは2.2節で述べた。言い換えれば、両者は別系統の「Vてみる」条件命令文ということになる。本論文冒頭で言及したように、(1a)では非意志動詞が、(1b)では望ましくないことを表す述語が命令形の条件解釈を導いている。これらは働きかけの命令文とは共起しないが、「Vてみる」条件命令文としては可能である。この理由を上記の菊田（2012）の主張に沿って考えると次のようになるだろう。非意志動詞の生起に関しては、テミル条件文で非意図的な出来事や状況を表す用法が発達した後、それがその命令形「てみる」にも反映したためと説明され、一方、望ましくないことを表す述語の生起は、放任用法の命令文に見られる否定的な態度に由来するというように個別に説明されるであろう。これは、本論文の再分析構造による説明とは異なる。本研究の立場では、非意志動詞も望ましくないことを表す述語もその認可は、副動詞構文であることによって共に説明される。「てみる」は副動詞語尾として再分析されるので、副動詞構文は、命令文としてのステータスを弱化させ、それゆえに命令文の制約（非意志動詞や望ましくないことを表す述語は生起できないという制約）を解消する構造的な環境となっているのである。なお、再分析のない「Vてみる」条件命令文以外の命令表現は、命令文である以上、命令文の制約から逃れることはない。では、この2つの説明は互いにどういう関係にあるだろうか。言語変化研究の観点から言えば、本研究には、歴史的なデータを広範に収集することとその詳細な分析・検証が求められ、残された課題は多い。ただ、本論文は、

共時的な視点から、通時の研究 (Shinzato 2001, 2002; Mori 2006) が扱ってきた「Vてみる」条件命令文の (1a) と (1b) に共通する構造的基盤を提示して他の命令表現との構造的・意味的な区別を可能にしたという点で、(1a) と (1b) の違いを論じた菊田 (2012) を補うものとして位置づけられる。「Vてみる」条件命令文の共通性を見出すことは、同時に他の命令表現との相違を見出すことでもあり、本研究の意義は、「Vてみる」条件命令文における命令形の従属 (条件) 解釈を原理的に説明する構造 (根拠) を提示した点にある。

4.3. 命令文と従属節の連続性

ここでは、本分析による構造上の違いを踏まえて、命令文と従属節の連続性について共時的、通時的な視点からそれぞれ考察する。野田 (1989) は、真性モダリティを持たない文と従属節との平行性に関する考察の中で、従属節を、文らしさの程度に応じて、低い順に「格成分」「従属句」「独立性の低い従属節」「独立性の高い従属節」「引用節」とした。そして、それぞれに真性モダリティを欠く文との平行性があることを明らかにし、条件節を独立性の低い従属節として分類した。独立性の低い従属節と独立性の高い従属節の違いは次のように現れる。

- (32) a. 雨があがったら、出発しよう。
 b. 頻繁じゃ困るけど、いいさ。 (野田 1989: 149, 151)
- (32') a. *雨があがる。そうしたら、出発しよう。
 b. 頻繁じゃ困る。だけど、いいさ。 (同上)

(32a) の従属節「雨があがったら」には相当する文 (32'a) が存在しないが、(32b) の従属節「頻繁じゃ困るけど」には相当する文 (32'b) が存在する。ここから、(32b) の従属節はもともと文に近い性質を持っていたことが分かり、独立性が高いと判断される。そして、(32'b) の「頻繁じゃ困る」が独立性の高い従属節に相当する文ということになる。これに対し、(32a) の条件節は独立性の低い従属節となる。

では、本論文で見えてきた各種命令表現と条件節の関係はいかなるものであろうか。まずは、命令文に含意される条件節を見てみよう。

- (33) a. 彼に見つかれば、大変な目にあう。
 b. 徹夜で勉強すれば、あの試験は何とかなる。
 c. みんなと歌ってみれば、歌の楽しさに気づく。
 d. 事情を彼に話しておけば、悪いようにはならない。

次に、これらに命令表現が対応しているかどうかを考える。

- (33') a. *彼に見つかれ、大変な目にあう。
 b. 徹夜で勉強しろ。あの試験は何とかなる。
 c. みんなと歌ってみろ。歌の楽しさに気づく。
 d. 事情を彼に話しておけ。悪いようにはならない。

(32) に相当する文の有無が (32') で示されたように、(33) の対応表現の有無も (33') から分かる。(33a) にはそのまま対応する表現は存在しない¹³。(33a) に相当するのは、「見つかってみる」という「Vてみる」条件命令文でなければならなかった。この意味で、「Vてみる」条件命令文の含意としての (33a) の従属節「見つければ」には相当する文がなく、他の従属節（条件節）に比べて独立性は低いことが分かる。別の言い方をすれば、「Vてみる」条件命令文は独立性の低い従属節に相当し、それ以外の命令文は独立性の高い従属節に相当する文であるということになる。野田（1989）は、条件節を独立性の低い従属節に分類したが、本分析では、真性モダリティの程度差の観点から、同じ従属節（条件節）であっても、対応関係のさらに細かな分類が可能となる¹⁴。

このように従属節（条件節）という節のレベルで、独立性の低いものから高いものまで連続的に捉えられることになるが、構文間の連続性の観点からも捉えることができる。Foley and Van Valin (1984) は、いわゆる等位 (coordinate) と従位 (subordinate) という二分法ではなく、[± embedded / ± dependent] (埋め込みと従属の有無) という素性を用いて、coordination を [- embedded / - dependent], subordination を [+ embedded / + dependent] とし、さらに [- embedded / + dependent] として特徴づけられる構文 (cosubordination) の存在を示した¹⁵。この素性の組み合わせから、副動詞構文としての「Vてみる」条件命令文を捉え直してみると、当該構文は、見かけ上、統語的な埋め込みはなく、意味的に後続文に従属するので [- embedded / + dependent] ということになる。このことは、「Vてみる」条件命令文が cosubordination 構文（あるいはそれに類する構文）の諸特徴を有し、等位構文と従属節（条件節）の連続的な理解の必要性を示唆する一例と考えられる。

最後に、この連続性を通時的な観点から見ておこう。Shinzato (2001, 2002), Mori (2006), 菊田 (2011, 2012) で明らかになっているように、「Vてみる」条件命令文の出現は、他の命令表現に比べて歴史的に新しく、18世紀から19世紀初めにかけて生じたものと推定される。これを踏まえて、本分析を歴史的な視点から捉え直せば、「Vてみる」という命令文と後続文が、命令文の真性モダリティの低下と連動した再分析を経て、副動詞構文としての「Vてみる」条件命令文へと通時的に構造変化を遂げたということになる。そして、この変化に関わる節結合と動詞連

¹³ 「見つかる」は自己制御不可能な非意志動詞なのでそもそも命令形にならないが、(1b) の意志動詞にしても「*彼と飲め、朝まで帰れない。」のように容認性は低い。

¹⁴ 命令形が従属節に相当する他の例として、「～であれ」「～にせよ」のような譲歩を表す定形表現も存在する。典型的な命令機能の観点から言えば、文としての独立性は、譲歩節としての命令表現が最も低く、続いて「Vてみる」条件命令文、語用論的に条件解釈を持つ命令文となり、働きかけの命令文が最も独立文としての文らしさが高いことになる。

¹⁵ Croft (2001) によれば、この種の構文 (名称としては cosubordination の他, *converbs* (副動詞), *medial verb forms* (中間動詞) 等も言及されている) は、ヨーロッパ諸語の観点から見れば副詞節のような構造をしており、英語に解釈 (翻訳) すると等位構文になったり (Tamil 語の例)、等位構文にも副詞節にもなったりし (Burushaski 語の例)、いずれも複文における文タイプの連続性を示すものである。

構造の発達について次のような理解が可能である。

節結合に関して, Hopper and Traugott (2003) は, Foley and Van Valin (1984) や Lehman (1988) の素性表記を用いて, parataxis (並列, つまり [- embedded / - dependent]), hypotaxis (他への埋め込みがない従属, つまり [- embedded / + dependent]), subordination (他への埋め込みがある従属, つまり [+ embedded / + dependent]) の段階的な区別をした。そして, 英語の *that* の発達を例に, parataxis から hypotaxis を通じて subordination への変化の方向性を示した¹⁶。この3つの分類に従えば, 本分析で見た「V てみる」条件命令文の発達は, parataxis から再分析を経て hypotaxis へと変化する一例として理解でき, Hopper and Traugott (2003) が示した変化の方向性とも合致するものである。

また, 動詞連結構造「V1 て V2」において, 「て V2」が文法化によって補助動詞化するという現象は先行研究で議論されてきた(Ono 1992; Ono 2000 等)。しかし, 本分析が着目したのは, 動詞連結構造「V1 て V2」が後続文と一緒にあって, 副動詞構文へと変化する中で, 「て V2」が副動詞語尾へと機能変化している点である。通常の補助動詞化よりも文法化が進んでいることは, 「V てみる」条件命令文の「てみる」が形態的にも意味的にも否定されないという 3.2 節で確認した事実からうかがえる。つまり, 当該「てみる」は助詞や接辞のような文法的特徴を備えているのである。動詞連結構造の意味変化の研究は, これまで副動詞構文と関連させてなされることはあまりなかった。この意味で, 本研究は, 動詞連結構造に関する文法化研究の事例研究として新たな視点を提供できるかもしれない。

5. 結論

本論文は, 「V てみる」条件命令文に関して, 類似の命令表現と対照させながら, その意味と構造の観点から考察を試みた。当該表現をめぐる様々な先行研究があるものの, いくつかの点は未解決であった。そこで, 本研究では, それらの未解決問題を解消すべく, 「V てみる」条件命令文の真性モダリティの度合いの低さを示す諸特徴に注目して, 構造的な再編成がなされているという主張をした。具体的には, 真性モダリティの低さと連動して, 動詞連結構造が後続文とともに副動詞構文へと再分析されるというものである。再分析を示唆するような特徴は, 「V てみる」条件命令文には見られるが, 他の命令文には備わっていないことも明らかにした。さらに, 本分析の理論的含意として, 命令文と従属節の連続性に関して, (i) 節レベルではより細かな分類が可能となる他, (ii) 文レベルでは「V てみる」条件命令文を等位構文と従属節の構文間の連続的な理解を示唆する一例として捉え直すことができた。そして, 通時的な観点からは, これまであまり注目されなかった動詞連

¹⁶ Foley and Van Valin (1984) で用いられた [\pm embedded / \pm dependent] の素性によって, Hopper and Traugott (2003) も parataxis 等の特徴づけている。Hopper and Traugott (2003) は, Foley and Van Valin (1984) には bondedness の程度に関して理論的な問題があることを指摘しているが, ここでは立ち入らないことにする。

結構の副動詞構文への発達の事例研究として本研究は位置づけられる。

参 照 文 献

- Alpatov, Vladimir M. and Vera Podlesskaya (1995) *Converbs in Japanese*. In: Martin Haspelmath and Ekkehard König (1995), 465–485.
- Bisang, Walter (2007) *Categories that make finiteness: Discreteness from a functional perspective and some of its repercussions*. In: Irina Nikolaeva (2007), 115–137.
- Croft, William (2001) *Radical construction grammar: Syntactic theory in typological perspective*. Oxford: Oxford University Press.
- Dancygier, Barbara (1998) *Conditionals and prediction: Time, knowledge and causation in conditional constructions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Evans, Nicholas (2007) *Insubordination and its uses*. In: Irina Nikolaeva (2007), 366–431.
- Foley, William and Robert D. Van Valin Jr. (1984) *Functional syntax and universal grammar*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Givón, Talmy (1990) *Syntax: A functional typological introduction*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- Goldberg, Adele E. (1995) *Constructions: A construction grammar approach to argument structure*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Goldberg, Adele E. (2006) *Constructions at work: The nature of generalization in language*. Oxford: Oxford University Press.
- Haspelmath, Martin (1995) *The converbs as a cross-linguistically valid category*. In: Martin Haspelmath and Ekkehard König (1995), 1–55.
- Haspelmath, Martin and Ekkehard König (eds.) (1995) *Converbs in cross-linguistic perspective*. Berlin and New York: Mouton.
- Hopper, Paul and Elizabeth C. Traugott (2003 [1993]) *Grammaticalization*. Second edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- 菊田千春 (2011) 「複合動詞テミルの非意志的用法の成立—語用論的強化の観点から—」『日本語文法』11: 43–59.
- 菊田千春 (2012) 「テミロ条件命令文とその成立過程：構文ネットワークの役割」『日本語文法学会第13回大会発表予稿集』59–66.
- Lehman, Christian (1988) *Towards a typology of clause linkage*. In: John Haiman and Sandra A. Thompson (eds.) *Clause combining in grammar and discourse*, 181–225. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- 松木正恵 (1997) 「「見る」の文法化—「てみると」「てみれば」「てみたら」を例として—」『早稲田日本語研究』5: 1–12.
- Mori, Hideki (2006) *The V-te-miro conditional imperative and other imperative forms: Grammaticalization of lexemes in constructions*. *Journal of Japanese Linguistics* 22: 1–16.
- 村上三寿 (1993) 「命令文—しろ、しなさい—」言語学研究会 (編) 『ことばの科学』6: 67–115. 東京：むぎ書房.
- 長野ゆり (1995) 「シロとシテミロ—命令文が仮定を表す場合—」宮島達夫・仁田義雄 (編) 『日本語類義表現の文法』下: 655–661. 東京：くろしお出版.
- 長野ゆり (1998) 「仮定を表す「～てみる」の用法について」『日本語教育』96: 143–153.
- Nedjalkov, Vladimir P. (1995) *Some typological parameters of converbs*. In: Martin Haspelmath and Ekkehard König (1995), 97–136.
- Nikolaeva, Irina (ed.) (2007) *Finiteness*. Oxford: Oxford University Press.
- 仁田義雄 (1989) 「現代日本語文のモダリティの体系と構造」仁田義雄・益岡隆志 (編) (1989), 1–56.
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』東京：ひつじ書房.
- 仁田義雄・益岡隆志 (編) (1989) 『日本語のモダリティ』東京：くろしお出版.
- 野田尚史 (1989) 「真性モダリティをもたない文」仁田義雄・益岡隆志 (編) (1989), 131–157.
- 大堀壽夫 (2002) 『認知言語学』東京：東京大学出版会.

- Ono, Kiyoharu (2000) Grammaticalization of Japanese verbals. *Australian Journal of Linguistics* 20: 39–79.
- Ono, Tsuyoshi (1992) The grammaticization of the Japanese verbs *oku* and *shimau*. *Cognitive Linguistics* 3: 367–390.
- 嶋田紀之 (2009) 「V てみる」の多義性と文法化『日本認知言語学会論文集』9: 132–143.
- Shinzato, Rumiko (2001) From expressive to textual: A case of Japanese imperatives. In: The Discourse and Cognitive Linguistics Society of Korea (ed.) *The first Seoul international conference on discourse and cognitive linguistics: Perspectives for the 21st century*, 1018–1031. Seoul: The Discourse and Cognitive Linguistics Society of Korea.
- Shinzato, Rumiko (2002) From imperatives to conditionals: The case of *~shiro/are* and *~te miro* in Japanese. *CLS* 38: 585–600.
- 白川博之 (2009) 『「言いさし文」の研究』東京：くろしお出版。
- Takahashi, Hidemitsu (2012) *A cognitive linguistic analysis of the English imperative: With special reference to Japanese imperatives*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- 田中聡子 (1996) 「動詞「みる」の多義構造」『言語研究』110: 120–142.
- Traugott, Elizabeth C. (1989) On the rise of epistemic meanings in English: An example of subjectification in semantic change. *Language* 65: 31–55.
- Yamanashi, Masa-aki (2001) Speech-act constructions, illocutionary forces, and conventionality. In: Daniel Vanderveken and Susumu Kubo (eds.) *Essays in speech act theory*, 225–238. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- 吉川武時 (1975) 「～てみる」の意味とそれの実現する条件『日本語学校論集』2: 36–51.

執筆者連絡先：

〒 910-1195 福井県吉田郡

永平寺町松岡兼定島 4-1-1

福井県立大学学術教養センター

hmori@fpu.ac.jp

[受領日 2012年10月12日

最終原稿受理日 2014年1月25日]

Abstract

Modality and Reanalyzed Structure of V-*te-miro* Conditional Imperatives

HIDEKI MORI

Fukui Prefectural University

V-*te-miro* conditional imperatives are characterized by imperative form and conditional meaning. This form–meaning discrepancy is considered in terms of degrees of modality and subordination. The claim is that V-*te-miro* conditional imperatives, unlike other imperative forms, have features of a low degree of typical imperative modality and are reanalyzed as converb constructions. This reveals that the conditional implication of V-*te-miro* conditional imperatives is constructional meaning, whereas that of other types of imperative forms is induced pragmatically. Regarding the correspondence of imperatives and subordinate clauses, the proposed reanalysis of V-*te-miro* conditional imperatives as converb constructions makes a finer classification on the clausal level and suggests coordinate–subordinate continuity on the sentential level. In addition, the present study can offer a new direction for historical investigations into the evolution of V-V complexes into converb constructions.